

## ふるさと納税返礼品に関するQ & A

(令和8年4月現在)

御前崎市企画政策課シティプロモーション推進室

**Q1：どんなものが返礼品にできるのか。**

A1：①市内で製造・生産・加工しているもの。

②市内産の原材料を使用しているもの（市外で生産しているものも可）。

③市内で提供されるサービス（市内で体験できるレクリエーションのチケットや宿泊券等）。

①～③のいずれかを満たし、安定供給できるもの、適切に在庫管理ができるものが対象です。

**Q2：返礼品を提供することで、事業者にメリットはあるのか。**

A2：返礼品の注文が入れば、売上に直結します。また、費用をかけずに、幅広く品物の宣伝をすることができます。返礼品の情報は市のホームページや、ふるさと納税のポータルサイトに掲載され、インターネット上で全世界に公開されます。さらに、市が作成するパンフレット等に返礼品の情報を掲載する場合があります。

この他にも、返礼品に添えて自社のパンフレット等を送ることで、その後の販路拡大にもつなげることができます。

**Q3：市内で製造・生産・加工しているものや原材料を使用しているものについて、どれくらいの割合が市内産ならばよいのか。**

A3：市内産のものを使用しているまたは市内で加工が行われているものの割合が50%以上である必要があります。また、複数の商品を組み合わせた返礼品については、関連性のある商品同士の組み合わせで、市内産のものが商品価格のうち70%以上である必要があります。（例：市内産のそばと市外産のそばつゆを組み合わせた商品、市内産のお茶と市外産の急須のセット）

**Q4：市内の小売店等で販売しているものは返礼品にできないのか。**

A4：販売しているだけで、市外で製造されているものであれば、返礼品にすることはできません。

**Q5：返礼品を提供したい場合は、どんな手続きが必要なのか。**

A5：まず、事業所の情報や御担当者の連絡先等を記載した「エントリーシート」を市役所企画政策課シティプロモーション推進室に提出してください。

その後、市から返礼品の調達を委託している「株式会社JTB」及び「㈱さとふる」から連絡が入ります。提供する返礼品の内容や価格については、「株式会社JTB」及び「㈱さとふる」と打ち合わせを行うこととなります。

現在、13サイトに市の返礼品を掲載していますが、「さとふる」への掲載は「㈱さとふる」、その他サイトへの掲載は「株式会社JTB」が取りまとめ事業者となります。

**Q6：会社ではなく、個人事業主でも返礼品を提供することはできるのか。**

A6：可能です。ただし、個人情報の管理体制等を整備していただく必要があります。詳細は、「株式会社JTB」及び「㈱さとふる」から説明があります。